

神 監 第 1 0 0 号  
平成 1 5 年 7 月 8 日

A 様

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	寺 坂 光 夫
同	土 居 吉 文
同	岡 島 亮 介

平成 14 年度神戸空港航空需要予測調査報告書に係る  
委託料支出に関する住民監査請求について（通知）

平成 15 年 6 月 18 日付をもって受付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり  
受理できないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の要旨

平成 15 年 6 月 18 日付をもって受付けた住民監査請求書によると、請求の要旨は次のと  
おりである。

平成 14 年度神戸空港航空需要予測調査報告書（以下「報告書」という。）には、指標（効  
用）の大きさを算出する係数の決定と、その効用により算出する需要予測の計算に以下の  
重大かつ根本的な誤りがある。この誤りに基づく価値無き報告書を受け取り委託料を支払  
うことは神戸市に対し損害を与えることになり、よってこの委託料を支払わないよう市長  
に勧告することを求める。

報告書では需要予測モデルはロジットモデルを用いると説明されており、ロジットモ  
デルではロジットモデル計数の分析推定が重要だが、報告書の計算は、県間旅客量に  
ついて J R と航空の分担率だけで分析を行っている。これは誤りで、航空の利用者が  
複数経路あるときは、その複数経路毎に分析をやらねばならない。特に神戸空港の予  
測をするには、空港間の分担率は重要な問題となる。

報告書では、将来の需要予測算出にあたり、航空経路を 1 経路と決めつけ、相手方空  
港の地域を固定し、1 地域 1 空港で需要予測しているのは、重大かつ根本的な誤りで  
ある。

上記の2つの誤りの原因は同一であり、各計算の元となる「都道府県間（地域間）OD表」は、都道府県毎の中に更に空港別の区分けを行わなければならないのに反し、報告書はそれを行っておらず、重大かつ根本的な誤りを犯していることにある。

## 第2 受理できない理由

地方自治法第242条に定める住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為による当該地方公共団体の損害の発生、防止、補てんを目的とするものである。

したがって、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、当該地方公共団体の執行機関又は職員が行った財務会計上の行為について、法令に違反している等の具体的な違法性又は不当性が主張されていることが必要である。また、財務会計上の行為（後行行為）とその原因となる非財務会計行為（先行行為）との間に密接かつ一体的な関係がある場合には、先行行為の重大かつ明白な違法性もしくは瑕疵を主張することによって、後行行為の防止是正を求めることができると考えられる。この場合において、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、先行行為について重大かつ明白な違法性もしくは瑕疵が具体的に主張されていることが必要である。

本件請求において、請求人は、報告書の内容及びその需要予測モデルの誤りを主張し、「この誤りに基づく価値無き報告書を受け取り委託料を支払うことは神戸市に対し損害を与える」と主張している。しかし、「価値無き報告書」とは、あくまでも報告書の内容に着目した主張であり、住民監査請求において必要とされる財務会計上の行為である委託料支払い自体の違法・不当性の摘示がなされていない。報告書における予測の内容については、学識経験者からなる「神戸空港需要検討会」において審議された成果を取りまとめたものであり、非財務会計行為とみなされ、報告書の需要予測モデルに「重大かつ根本的な誤りがある」とする請求人の主張については、請求人による見解の主張にとどまり、重大かつ明白な違法性もしくは瑕疵の具体的な根拠が示されているとは認められない。また、根拠として提示している「表1」の数値についても不明な部分がある。

よって、本件請求は、地方自治法第242条に規定する住民監査請求としては不適法であるので受理することはできない。

なお、上記の理由以外に、請求書においては、請求の対象となる行為者の特定がされていない（「みなと総局」とのみ記載）。また、請求書には、講ずべき必要な措置の請求として「委託料を支払わないよう市長に勧告することを求めます」と記載されているが、当該委託料については、平成14年度予算で既に支払済みのため、請求している措置に具体性が無いことも、住民監査請求としては不適法である。